

# 取り戻したよ 障害者の命の代償に尊厳と平等

## 生命の平等を認める

障害者への差別は、国際法、条約、国内法の各規定からも許されないと、弁護士は、専門家の鑑定意見書を得て、判例を乗り越える弁論を展開しました。発達と労働の可能性については、「連絡帳」が証明しました。日本心理教育研究所の藤本由紀子研究員が分析した鑑定意見書は、論理的にも、実践的にもあますことなく証明し、裁判勝利に大きく貢献しました。(ホームページで参照を)

そして、1万を超える署名、5百近い要請文が、裁判所を動かしたと思います。原告、弁護士・専門家、支援者の共同の勝利と確信しましょう！



図・学校と母親との連絡帳。

## 勝利的な和解

判決直前、劇的な勝利の和解勧告がありました。「晃平君に逸失利益を認めたらいままでの交通事故判決が全部間違っていることになる。」「障害者だからといって特別扱いすれば、健常者と不公平が生じる」などなど、ひどいことを主張していた被告とあいおい損保は、裁判所の和解案を受け入れました。(和解事項は裏面をご参照ください)

和解勧告をした倉田裁判長は、判決日の3月30日、公開の法廷で、「生命の平等を訴える遺族の主張を踏まえ、公平な分担をすべきと考えた」と述べました。原告も和解を受け入れました。失いかけていた、「障害者の命の代償に尊厳と平等」を取り戻しました。

### 概要

★重度知的障害と自閉症の伊藤晃平君(十五歳)は、平成一九年十二月二十二日未明、社会福祉法人・名北福祉会の施設でショートステイ中、階段から転落し、死亡しました。

★損害賠償の話し合いに来たのは保険会社だけでした。あいおい損害保険会社の担当者は、「障害者は生きていても社会に対する利益がないケース」と言って、慰謝料は払うが逸失利益はゼロだと言いました。★障害者の命の代償は、こんなものでしょうか？

★障害者の命の代償に尊厳と平等を求めて裁判となりました。

★平成二十一年五月提訴以来、街頭署名(二五回)、裁判所への要請行動(九回)、口頭弁論の傍聴(十六回)、他団体系要請行動(四回)等を支援する会として取り組みました。★平成二十四年三月三〇日の第十六回口頭弁論は公開の法廷となり、ここで和解が合意されました。

### 記者会見より(伊藤啓子さん)

「晃平が仕事に就けるよう、学校や家族もずっと支援してきました。可能性が認められ、満足している。働ける可能性が全く無い人なんて、この社会にいない」と話した。(3月30日)

### 【支援する会解散】

裁判は、勝利的な和解となりました。障害者を差別するなどという原告の願いからは、大きな壁が残っていますが、会の活動はこれで終了します。残された課題は、「進んで退かず」の決意で追い続けたいと思います。

(六月二十四日)



## 和解事項

- (1) 被告は謝罪する
  - (2) 被告は下記の支払い義務を認める
- |         |        |
|---------|--------|
| 晃平の逸失利益 | 773万   |
| 晃平の慰謝料  | 2,000万 |
| 母親への慰謝料 | 300万   |
| 兄への慰謝料  | 100万   |
| 姉への慰謝料  | 100万   |
| 次姉への慰謝料 | 100万   |
| 弁護士費用   | 337万   |
| 訴訟費用    | 各自負担   |
- (千円以下略)

この支援ありがとうございました

「伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判」は、最大の争点であった、「逸失利益」を認め、被告の名北福祉会は事故を謝罪しました。倉田裁判長は、公開法廷で、「生命の平等を訴える遺族の主張を踏まえて」と原告の心情に心をよせました。「障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて」の原告の訴えが基本的に認められたので、原告は和解に同意しました。3月30日の第16回口頭弁論で勝利的和解の口頭弁論調書が作成され、裁判は終了しました。これも、支援する会の会員や支援者の皆さんの署名10,947筆と500通近い要請ハガキを裁判に届けたこと。そして、毎回の裁判への傍聴があつてこそその勝利だと思っています。支援していただいた皆さん！心から御礼を申し上げます。

また、国際法、条約、国内法を駆使して、「逸失利益ゼロ円」の不当性を論破した弁護士に敬意を表します。更に、鑑定意見書を提出していただいた専門家の皆さんに心から敬意を表します。最後になりましたが、思いがけず裁判闘争になった伊藤啓子さんとご家族・親戚の皆さん、本当にお疲れさまです。

原告の皆さんが、社会と裁判に訴え得た勝利の和解事項は、障害者と社会に希望を与えるものとなるでしょう。得た経験を故晃平君に思いを寄せ、新たな出発点になることを期待しています。署名と活動資金を提供された皆さん！重ねて感謝を申し上げます。「支援する会」を解散したことをお知らせいたします。

二〇二二年六月二十四日

障害者の命の代償に尊厳と平等をもとめて

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会

共同代表 荒木 照世 (元名古屋市立特別支援学校・教員)

原山 恵子 (名古屋第一法律事務所・弁護士)

本 秀紀 (名古屋大学大学院法学研究科・教授)

事務局長 落合幸次 (元NPO春日井介護たすけ愛理事長)

世話人 安藤一巳 (故人) 近藤ゆり子 鈴木明男

竹内彰一 近森泰彦 平山良平 藤本由紀子

二村米子 舟橋憲秀 牧野完爾 (五十音順)

【原告の謝辞】 原告の伊藤啓子です。3月30日に無事に勝利的和解となりました。支援する会の皆様の街頭宣伝や署名などの支援をしてもらい感謝しています。皆様の励ましがあつてとても心強く裁判をおこなうことができました。これからは何かお役にたてることがあれば幸いです。ここに重ねてお礼申し上げます。原告代表 伊藤啓子

障害のある伊藤晃平君の施設内死亡事故裁判を支援する会 ニュース N024 2012(平成24)年6月24日(最終号)  
〒486-0853 愛知県春日井市穴橋町3丁目2番地9 落合幸次方 ☎0568-83-9178 E-mail ochiai-yukitsugi@mopera.net  
<http://smile.sa-suke.com/> 「伊藤晃平君の逸失利益裁判」でも検索可 (ホームページは、当面継続します。)  
郵便口座 口座名称：伊藤晃平君裁判を支援する会 口座番号：00830-5-198160 (7月末閉鎖予定)